

## 資源リサイクル学

環境システム学科  
宮脇 健太郎  
循環型社会形成推進基本法と  
各種リサイクル法(3)

### 容器包装に係る分別回収及び再商品化 の促進に関する法律

- \* 一般廃棄物 約5000万トン/年
- \* ごみ 容量比6割、重量比2割 容器包装
- \* 平成6(1994)年7月 通商産業省産業構造審議会廃棄物処理・再資源化部会が提言
- \* 平成6年12月 環境基本計画が閣議決定
- \* 平成7年4月 厚生省生活環境審議会「市町村による分別収集と事業者によるリサイクルを促進するための法律制定」の答申

- \*平成7年6月 容器包装リサイクル法
- \*平成9年4月 ガラスびん、PETボトル
- \*平成12(2000)年4月 プラスチック製容器包装、紙製容器包装
- \*平成18年6月 中央環境審議会、産業構造審議会 改正

## 目的

- \*容器包装廃棄物の排出の抑制
- \*分別収集及び分別基準適合物の再商品化（リサイクル）
- \*一般廃棄物の減量と再生資源の利用
- \*廃棄物の適正処理、資源の有効利用
- \*生活環境保全と国民経済の健全な発展に寄与すること

## 定義

### 容器包装

- ＊商品の容器と包装で、その商品が消費され、分離された場合不要となるもの

### 特定容器

- ＊容器包装のうち、商品の容器であるものとして主務省令で定めるもの

### 特定包装

- ＊容器包装のうち、特定容器以外のもの

### 容器包装廃棄物

- ＊容器包装が一般廃棄物となったもの

### 分別収集

- ＊廃棄物を分別して収集し、その収集した廃棄物を必要に応じ、分別、圧縮その他環境省令で定める行為を行うこと

### 分別基準適合物

- ＊市町村分別収集計画に基づき容器包装廃棄物の分別収集で得られたもののうち、環境省令で定める基準に適合しているものであって、主務省令で定める設置基準に適合するものとして指定した保管施設に保管されているもの

### 特定分別基準適合物

- \* 主務省令で定める容器包装区分ごとに主務省令で定める分別基準適合物

### 再商品化

- \* 自ら製品の原材料として利用すること、自ら燃料以外の用途でそのまま製品として利用すること、原材料として利用する者に有償または無償で譲渡しうる状態にすること、製品として利用する者に、有償または無償で譲渡しうる状態にすること

### 容器包装について「用いる」

- \* 販売する商品を容器包装に入れ、又は包む行為、販売する商品で、容器包装に入れられ、包まれたものを輸入する行為、委託する行為

### 特定容器について「製造等」

- \* 製造する行為、輸入する行為、委託する行為

### 特定容器利用事業者


### 特定容器製造等事業者

## 分別収集の対象

- \* ガラス製容器、PETボトル、紙製容器包装、プラスチック製容器包装・発泡スチロールトレイ、スチール缶、アルミ缶、紙パック、段ボール。スチール缶、アルミ缶、紙パック、段ボールは、市町村が分別収集した段階で、有償又は無償で譲渡できることが明らかなので、再商品化の義務は生じない

## 再商品化義務対象

- \* ガラス製容器、PETボトル、紙製容器包装、プラスチック製容器包装・発泡スチロールトレイ  
(法2第4項、平7.12.14厚令61)



## 留意点

- \* 分別を容易に、市町村の分別収集促進のため、「資源有効利用促進法」により「識別マーク」
- \* 再商品化の義務を果たさない事業者（いわゆる「ただ乗り事業者」）への罰則強化 平成19年4月
- \* 指定法人、認定特定事業者等